

様式3 (第6条関係)

公募型プロポーザル方式募集要領等に関する回答書

令和6年7月17日

(工事執行権者) 福島県土木部道路計画課長

| | |
|--|--------------------|
| 委託業務名 | 道路現況評価業務委託 (道改・調査) |
| 質 問 事 項 | |
| <p>(1) 「別表1 公募型プロポーザル方式評価項目及び評価基準表【標準・建築設計以外の2枚目、a. 管理技術者の技術力、①技術者資格の判断基準について質問します。配点2点の判断基準が「・技術士資格 (建設部門—都市及び地方計画) 又は (建設部門—土質及び基礎) を有する場合」とありますが、「技術士資格 (建設部門—道路)」はこれに含まれないという認識でよろしいでしょうか。</p> <p>なお、配点1点の判断基準は「・技術士資格 (建設部門—道路) 又は (建設部門—都市及び地方計画) 又は (建設部門—土質及び基礎) を除く建設部門の科目を有する場合」とあります。</p> <p>(2) 下記について質問いたします。</p> <p style="padding-left: 2em;">評価基準表</p> <p>2. 配置技術者の技術力 a. 管理技術者の技術力 ① 技術者資格 について</p> <p>本業務の募集要領に「管理技術者は、技術士資格【建設部門 (道路)】を有すること」と規定されておりますが、上記「a. 管理技術者の技術力 ① 技術者資格」では、資格として技術士【建設部門 (道路)】のみを保有している場合には評価の対象とならないかと思えます。担当技術者、照査技術者では評価の対象となるようですが、管理技術者では評価の対象外 (0点) であると考えてよろしいでしょうか。</p> <p>a. 管理技術者の技術力 ① 技術者資格</p> <p>技術士資格 (建設部門—都市及び地方計画) 又は (建設部門—土質及び基礎) を有する場合 (2点)</p> <p>b. 担当技術者の技術力 ① 技術者資格</p> <p>技術士資格 (建設部門—道路) 又は (建設部門—都市及び地方計画) 又は (建設部門—土質及び基礎) のいずれかの科目を有する場合 (2点)</p> | |

a. 照査技術者の技術力 ① 技術者資格

技術士資格（建設部門―道路）又は（建部部門―都市及び地方計画）又は（建設部門―土質及び基礎）のうち、いずれかの科目を有する場合（2点）

回 答 事 項

(1) (2)

ご推察のとおり、本業務の募集要領 3 参加資格において「管理技術者は、技術士資格【建設部門（道路）】を有すること」としているため、評価の対象とはしておりません。

なお、担当技術者及び照査技術者については、募集要領において、技術士資格【建設部門（道路）】を要件としていないことから、評価対象としております。